

お客様各位

日本ICS株式会社

令和7年分所得税申告dbの税制改正対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

早速ですが、令和7年分の所得税に適用される税制改正について、所得税申告dbプログラムにおける「非居住者に係る基礎控除額」および「特定の基準所得金額の課税の特例」の対応内容についてご案内いたします。

本案内は、非居住者の申告および特定の基準所得金額の課税の特例に該当する場合に関係する内容です。

ご多忙の折にお手数おかけしますが、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 非居住者に係る基礎控除額の加算の不適用について

令和7年度税制改正の基礎控除額の加算については「居住者」が対象となり、「令和7年中を通じて非居住者」となる方は、基礎控除額の加算は適用されません。（国税庁 | [基礎控除の見直し等関係Q&A 7-5](#) 参照）

現在の所得税申告dbは、基礎控除額の加算を前提として基礎控除額を計算しているため、基礎控除の加算を適用しない58万円で計算することができません。

※ 居住者の申告には問題ありません

■今後の対応について

2月末を目途に基礎控除額の実額編集を可能にするプログラムの対応を予定しております。

2. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置について

特定の基準所得金額の課税の特例は、令和5年度税制改正により創設され、令和7年分以後の所得税について適用されますが、所得税申告dbにおいて本特例に関する「特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表兼税額計算書」の作成には対応しておりません。

■本特例の対応方法について

別途、「特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表兼税額計算書」において算出した結果を
申告書第一表の「44欄」（再差引所得税額（基準所得税額））へ直接入力し、
申告書第二表の「特例適用条文等」に“措法41の19”と入力してください。
詳細は次ページをご参照ください。

■所得税申告dbの入力箇所

- 申告書第一表の「④再差引所得税額(基準所得税額)欄をクリックします。」
- 表示された補助入力画面に、別途計算した基準所得税額を直接入力します。
※ 実額入力すると金額欄の背景色が緑色に変わります
- 「確定(End)」をクリックし申告書画面へ戻ります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書(第一表)

提出先	天王寺	税務署長	個人番号 (マイナンバー)	登録 月日	昭	32.10.25
提出年月日	令					
納税地	〒 530 - 0001		フリガナ ヤマト カウ			
現在の住所 (本拠 居所 事務所等)	大阪市北区梅田1-2-3			氏名 日本 太郎		
月1日 の住所				職業 屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
振替銀行番号	種類 □ 営業 □ 農業	□ 分類 ア イ	口座 番号 00997733	電話 番号 06 - 6773 - 3881	06 - 6773 - 3881	
事業	不動産	配当	登録番号 ((12)-(20))支度表三表	登録される所傳金額 31	157,672,500	
収入金額等	給与	公的年金等	基準所得税額 159,363,878	2		
総合課税	業務	その他	3	確定[End]		
所持金額	短期	長期	再差引所得税額(基準所得税額) 44 1 157,672,500	1	157,672,500	
	一時	サ	(14)-(2)-(15)	3,311,122		
事業	営業等	1	所得税及び復興特別所得税の額 (44)+(45)	46	160,983,622	
	農業	2	外国税額控除等	47		
	不動産	3	源泉徴収税額 48	49		
	利子	4	申告納税額 ((46)-(47)-(48)-(49))	50	160,983,600	
	配当	5	特例適用 (21)適用 区分 第1類 第2類	51		
	給与	6	第3期分 の税額 (50)-(51)	52	160,983,600	
	公的年金等	7	納める税金 53	53		

- 申告書第二表を選択し「特例適用条文等」欄をクリックします。
- 表示された補助入力画面に「措法41の19」を入力します。
- 「確定(End)」をクリックし申告書画面へ戻ります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書(第二表)

整理番号	00997733	13 14	保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
住所	大阪市北区梅田1-2-3	社 会 保 険 機 構 等 の 保 険 料	国民健康保険	300,000	300,000
屋号	やまと屋	15	新生命保険料		
(フリガナ)	ヤマト カウ	生	160,983,600		
氏名	日本 太郎				
所得の内 所持の金 額	特例適用条文等				
	特例適用条文等 [Ins] : 居住開始年月日転記				
	措法41の19 5				
	6 確定[End]				
総合課税の申込の方法	寄附金控除に関する事項(29)				
所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額	寄附先の 名称等	寄附金
配偶者や親族に関する事項(20~24、35、40)	特例適用条文等				
氏名	個人番号	統柄	生年月日	障害者	国外居住
				特親	住宅
				住民税	その他

以上